

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年12月26日

沖縄県知事 玉城 康裕

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名 令和7年度旧優生保護法補償金等に係る広告掲載等委託業務
- (2) 業務内容 県が提供する情報・資料等に基づき原稿を作成し、県が指定する新聞、モ
 - ノレールへ広告を掲載する。
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和8年3月27日まで

2 一般競争入札参加資格

- (1) 沖縄本島内に本社（本店）又は支店（営業所等）を有すること。
- (2) 営業年数が令和7年11月1日現在において3年以上であること。
- (3) 過去3年以内に、広告またはポスターを自ら作成し、入札仕様書4の掲載媒体に1回以上掲載した実績があること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立がなされていない者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有していない者
- (7) その他 詳細は入札説明書による。

3 一般競争入札参加資格の確認等

- (1) 入札の参加を希望する者は、「一般競争入札参加資格確認申請書」及び「関係書類」（以下「申請書等」という。）を提出し、一般競争入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 申請書等は、次のとおりとする。
 - ア 一般競争入札参加資格確認申請書（第1号様式）
※支店、営業所等を申請する場合は、本社、本店からの委任状を添付すること。
 - イ 類似業務の実施実績（第2号様式）
 - ウ 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

エ 会社概要

オ 同種・同規模契約の履行実績（第3号様式）

カ 誓約書（第4号様式）

（3）申請書等の入手方法

申請書等の諸様式は、次のとおり配布する。なお、郵送による配布は行わない。

ア 期間：本公告の日から令和8年1月13日（火）正午まで

イ 場所：沖縄県ホームページ「公募・入札発注情報」からダウンロードすること。

<https://www.pref.okinawa.jp/shigoto/nyusatsukeiyaku/1015342/index.html>

（4）申請書等の提出期限、提出場所等

ア 期間：令和8年1月13日（火）正午まで ※必着

イ 場所：沖縄県こども未来部子育て支援課 母子保健班（担当：馬場）

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号（行政棟3階）

電話番号 098-866-2457

ウ 提出部数：1部とする。

エ 提出方法：申請書等は、郵送又は持参によるものとする。

※郵送の場合は、書留郵便等、記録が残る方法で行うこととする。

（5）一般競争入札参加資格の確認結果の通知

参加資格の確認結果は、令和8年1月15日（木）までに申請者あて通知する。

4 入札説明書等の交付方法

入札説明書等は次のとおり交付する。なお、入札説明会は行わない。

（1）期間：3（3）アと同じ

（2）場所：3（3）イと同じ

5 本公告に対する質問

（1）期間：本公告の日から令和8年1月7日（水）まで

（2）提出場所：3（4）イと同じ。

（3）提出方法：FAXまたはEメールにて提出すること。

FAX：098-866-2433 E-mail：aa31305@pref.okinawa.lg.jp

（4）回答日 令和8年1月9日（金）予定

（5）回答方法 質問書に対する回答書は、沖縄県ホームページにて閲覧に供する。

6 入札、開札の日時及び場所

（1）日時：令和8年1月16日（金）午前11時

（2）場所：沖縄県那覇市泉崎1-2-2 沖縄県庁11階第1会議室

7 入札方法

入開札手続により実施するものとする。詳細については入札説明書のとおり。

8 入札保証金

見積もる契約金額の 100 分の 5 以上の金額を納付すること。詳細については、入札説明書のとおり。

9 入札保証金納付期限及び場所

- (1) 期限：令和 8 年 1 月 14 日（水）17 時まで
- (2) 場所： 3 (4) イに同じ

10 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
詳細については、入札説明書のとおり。

11 契約保証金

契約の締結にあたっては、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。詳細については、入札説明書のとおり。

12 その他

この公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）地方自治法施行令及び沖縄県財務規則に定めるところによる。